

明石市立〇〇小学校給食調理業務委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、小学校の給食が教育の一環であることを十分認識し、この約款(契約書含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、明石市立明石小学校、大久保南小学校、二見北小学校給食調理業務委託共通仕様書(以下「仕様書等」という。)をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令及び明石市契約規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の契約期間内において実施し、委託者は、その委託料を支払うものとする。

なお、委託者が受託者に委託する業務の範囲及び経費の負担区分は、仕様書等のおとりとする。

3 契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

4 契約の履行に関して委託者・受託者間で用いる計算単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。

5 この約款に定める年度は委託者の会計年度とし、各年の4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約締結日から2026年3月31日までとする。

2 前項に規定する契約期間は、履行上問題がなく、委託者・受託者双方に異存がない場合には2031年3月31日まで延長することができる。ただし、各年度の委託料は、契約に係る予算の範囲内とする。

(契約の保証)

第3条 受託者はこの契約と同時に、委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、この契約による業務の不履行によって生ずる委託者の損害をてん補するため、履行保証保険契約を締結した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、

委託者の承諾を得なければならない。

(従業員に関する受託者の責任)

第6条 受託者は、業務の履行につき雇用した従業員による業務上の行為について一切の責任を負う。

2 受託者は、契約により業務に従事させる受託者の従業員について、その氏名及び資格等を委託者に通知しなければならない。また、従業員を変更したときも同様とする。

3 受託者は、契約により業務に従事させる以外の従業員についても、委託者の請求があるときは、その氏名を委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、業務に従事する従業員を頻繁に変更することのないよう留意しなければならない。ただし、特別の理由により変更する場合は、業務の質の低下を招かないよう配慮しなければならない。

(委託責任者)

第7条 委託者は、契約の履行に関し、委託者の指定する職員（以下「委託責任者」という。）を定めた場合、その氏名を受託者に通知しなければならない。また、委託責任者を変更したときも同様とする。

2 委託責任者は、契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(2) 契約の履行についての受託者又は受託者の業務責任者に対する指示、承認及び協議

(3) 契約書類に基づき受託者が作成した書類の承諾

(4) 契約書類の記載内容に関する受託者の確認又は質問に対する回答

(業務責任者)

第8条 受託者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、契約期間の変更、委託料の請求及び受領、次条第2項の規定による改善措置並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者に関する措置要求)

第9条 委託者は、受託者が業務に着手した後に受託者の業務の履行について不適当な点があると認められるときは、受託者に対して、必要な措置をとるよう求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、その請求を受けた日から5日以内（委託者が特に期日を指定する場合は当該期日まで）に改善措置をとらなければならない。

3 受託者は、前項の改善措置を行った場合は、直ちにその措置を委託者に報告しなければならない。

(食品衛生責任者)

第10条 受託者は、業務を履行するにあたって、食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）に基づく食品衛生責任者を定め、委託者に通知しなければならない。また、食品衛生責任者を変更したときも同様とする。

(業務の報告等)

第 11 条 受託者は、委託者に対して業務報告書（仕様書等に定める各種報告書をいう。）を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認める場合は、業務の処理状況につき調査し、受託者に対して業務の履行状況及びその結果についての報告を求めることができる。

3 委託者は、必要があると認める場合は、この業務の遂行に立会うことができる。この場合において、委託者は、業務の履行が適正でないとき、その改善を求めることができる。
（設備等の貸与及び保守）

第 12 条 委託者は、受託者に対し給食調理場の施設について無償で使用を許可する。また、調理用の設備及び機器類（以下「設備等」という。）について無償で貸与する。

2 受託者は、使用を許可された施設及び貸与された設備等に修理等の必要が生じたときは委託者に申し出ることとし、委託者がその必要性を認めたときは、委託者の負担により修理等を行う。ただし、受託者の責に帰すべき事由による場合は、委託者の許可を得て受託者の負担により修理等を行う。

（設備等の改変の禁止及び原状回復義務）

第 13 条 受託者は、委託者の許可なく給食施設及び設備等を改造、破棄、追加、新設、交換等をしてはならない。

2 受託者は、契約が満了したとき、又は契約期間中において契約が解除されたときは、給食施設及び設備等を受託者の負担において原状に回復のうえ、直ちに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者の許可を受けた場合はこの限りではない。

（関連作業等を行う場合）

第 14 条 委託者は、受託者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、受託者に通知し、受託者はこれに協力しなければならない。

（業務内容の変更等）

第 15 条 委託者は、必要があると認める場合は、受託者に通知して、業務内容を変更することができる。なお、契約期間若しくは委託料の変更等、契約内容を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

2 委託者は、台風の接近等の天候、食中毒の発生その他の事由により業務の履行を中止する必要があると認める場合は、委託者が必要と認めた期間、受託者に対し業務の履行を中止又は変更させることができる。

3 前項の場合において、受託者の責に帰すべき事由により業務の履行を中止したときは、その期間の委託料は支払わない。ただし、業務の履行の中止又は変更が、委託者の責に帰すべき事由による場合、又は委託者・受託者いずれの責に帰すべき事由か判明しない場合に、業務の中止又は変更をした期間の委託料については、委託者と受託者とが協議して定める。

4 契約期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

（リスク分担方針）

第 16 条 業務に関するリスク分担については、「明石市立〇〇小学校給食調理業務委託契約約款

別表 1」の負担区分に基づくものとする。

- 2 前項に掲げる負担区分以外のリスク分担に関することは、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 17 条 受託者は、業務の履行にあたって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者と協議して臨機の措置をとらなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者はその措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他特に必要があると認める場合は、受託者に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。
- 4 受託者は、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(損害賠償等)

第 18 条 受託者は、業務の履行について受託者の責に帰すべき事由により委託者又は児童、保護者その他第三者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、受託者の負担において賠償しなければならない。ただし、損害の発生が委託者の責に帰すべき事由によるときは、その限度において委託者の負担とする。

- 2 委託者・受託者いずれの責に帰すべき事由か判明しないときの賠償の負担は、委託者と受託者とが協議して定める。

(不完全履行による減額及び損害賠償)

第 19 条 委託者は、受託者がその業務の一部しか履行できなかったとき、又は業務の履行が不完全であるときは、その不履行又は不完全部分に相当する金額を委託料から減額することができる。この場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者はその賠償の責を負う。

(検査)

第 20 条 受託者は、業務が完了したときは、業務完了届によりその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に業務の検査をしなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 第 2 項の検査の結果不合格となり、改善を命ぜられたときは、受託者は直ちに当該改善措置を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第 21 条 受託者は、前条第 2 項又は第 4 項の検査に合格したときは、次のとおり 2025 年度の月額委託料を、委託者に請求する。また、履行期間が延長された場合における、2026 年度から 2030 年度までの各月の月額委託料は、2025 年度の同月の月額委託料と同額とする。

2025 年 4 月分 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2025年	5月分	¥0,000,000円
2025年	6月分	¥0,000,000円
2025年	7月分	¥0,000,000円
2025年	8月分	¥0,000,000円
2025年	9月分	¥0,000,000円
2025年	10月分	¥0,000,000円
2025年	11月分	¥0,000,000円
2025年	12月分	¥0,000,000円
2026年	1月分	¥0,000,000円
2026年	2月分	¥0,000,000円
2026年	3月分	¥0,000,000円

2 委託者は、受託者から前項の規定による委託料の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(談合行為に対する措置)

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による委託料の10分の1に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）に関して、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札等に関して、受託者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) この契約に係る入札等に関して、受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他この契約に係る入札等に関して、受託者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、この契約を解除することができる。

3 前各項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(委託者の契約解除権)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微

であるときは、この限りではない。

- (1) 受託者が、委託者の指定するに日時に業務を履行しないとき、又は第20条第4項の改善措置を行わないとき。
- (2) 受託者が、契約各条項に違反したとき。
- (3) 受託者の業務体制、業務状況又は履行結果のいずれかに不適切な部分があったと委託者が判断したとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 受託者が、故意または重大な過失により、委託者や市民に対して著しい損害を与えるなど、受託者として不適当な行為があったとき。
- (5) 受託者が、契約の解除を申し出て、委託者がこれを正当と認めたとき。
- (6) 役員等（受託者が個人である場合には、その者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは乗じ業務委託を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であることが認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 下請契約等その他の契約にあたり、その相手方が（6）から（10）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 受託者が、（6）から（10）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（（11）に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (13) 委託者が、契約の継続を必要としなくなったとき。

3 委託者は、前項第13号の規定による契約の解除をしようとするときは、事前に受託者、代行保証人とが協議するものとする。

- 4 委託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する委託料を支払わなければならない。
- 5 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その違約金の額は委託者と受託者とで協議して定める。

(条件付解除)

第24条 委託者は、2026年度以降の委託者の歳出予算において、契約に係る予算額が2025年度の委託料未済に減額された場合又は削除された場合には、契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受託者に損害が生じたとき、その賠償等については、委託者と受託者とで協議して定める。

(受託者の契約解除権)

第25条 受託者は、委託者が契約に違反し、業務を遂行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者に対しその賠償を請求することができる。

(契約解除に伴う措置)

第26条 受託者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が返還できないときは、委託者の指示により代品を納め、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、委託者の指示により代品を納め、若しくは原状に復して返還又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、契約が解除された場合において、控室等に受託者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復若しくは取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。ただし、委託者の許可を受けた場合は、この限りではない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な事由なく、委託者の指定する期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、控室等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受託者は委託者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(契約保証金の取扱)

第27条 第23条第1項又は第2項の規定により、委託者が契約を解除したときは、頭書の契約保証金は、委託者に帰属する。

- 2 第23条第5項に規定する違約金を受託者が納付する場合は、当該違約金の額から頭書の契約保証金の額を控除する。

(秘密の保持)

第 28 条 委託者及び受託者は、契約業務の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約業務の履行にあたる受託者の従業員も同様の義務を負い、またその職を辞した後も同様とする。なお、この違反について受託者はその責を免れない。

(個人情報の保護)

第 29 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 30 条 受託者が契約に基づく損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わない場合、又は、受託者において破産、民事再生、会社更生、会社整理及び特別清算のいずれかの申し立てがあった場合は、委託者は、受託者に対する債権と債務を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(代行保証人への履行請求)

第 31 条 委託者は、受託者がこの契約を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達成できないと認めるときは、代行保証人に対し、業務の実施を請求することができる。ただし、委託者が第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約を解除することを妨げない。

2 代行保証人は、前項の規定による請求があったときは、受託者に代わって業務を実施しなければならない。

3 委託者が第 1 項の規定による請求をしたときは、受託者が当該請求のときまでに実施した部分で、委託者の検査に合格したものに対する委託料については受託者に支払い、代行保証人が実施した部分については受託者は何ら請求権を有せず、委託者は当該部分に対する委託料を代行保証人に直接支払うものとする。

(管轄裁判所)

第 32 条 この契約に係る訴訟の提起については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 33 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、疑義が生じたときはその都度、委託者、受託者と代行保証人とで協議して定める。

別表 1

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	本委託事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
税制変更	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業放棄、破たん等事業者の帰責事由による場合		○
不可抗力	不可抗力（風水害・地震・感染症の大規模な流行等の自然災害、並びに騒乱、暴動等の人為的災害）に伴う事業履行不能	○	
許認可等	市の帰責事由による事業実施に必要な許認可取得等の遅延等	○	
	上記以外の事由による許認可取得等の遅延		○
第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理事故・異物混入等（食中毒を含む）	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
食物アレルギー対応	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理の遅延	食材の納入遅延又は不足、検収時における調達食材の異常による場合	○	
	上記以外		○
事業の実施水準	要求仕様不適合		○
支払遅延	市の帰責事由による対価の支払遅延・不能によるもの	○	